

令和4年度中小企業海外展開支援事業助成金 募集要項

公益財団法人ひょうご産業活性化センターでは、県内中小企業の海外進出を支援するため、投資リスクの高い初期段階での海外事業展開に関する調査費の一部を助成します。

【1】目的

海外展開を検討する県内中小企業が行う、海外展開にかかる実現可能性調査費の一部を助成することで、海外事業展開を推進します。

【2】実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター(事務局:ひょうご海外ビジネスセンター)

【3】対象者

- (1) 兵庫県内の中小企業 ※
 - (2) 兵庫県内の企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会、その他特別の法律により設立された組合及びその連合会
 - (3) 上記(2)に類する団体で、理事長が特に認めたもの
- なお、(2)、(3)の団体名で申請する場合、当該団体の構成企業は企業として同一年度に申請できません。

(注意事項)

- ※ 中小企業基本法第2条に該当する兵庫県内に本社を有する中小企業者。ただし、県税の未納がある企業、過去に2回当助成金を交付された企業は除く。
- ※ 次のいずれかに該当する中小企業(以下、「みなし大企業」)は除く。
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している法人
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている法人
- ※ 次のいずれかに該当する者は除く。
 - ・暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
 - ・暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者

【4】助成対象事業

- (1) 海外での事業展開を検討するために行う以下の調査事業とします。
 - ① 販路開拓にかかる海外現地調査
 - ・海外での見本市・展示会(オンライン開催含む)への出展をはじめとする販路開拓にかかる調査
 - ② 拠点設立等にかかる海外現地調査
 - ・駐在員事務所・現地法人等の営業・開発・調達拠点や工場の設立、又は生産委託等を

進めるための調査

※採択決定後、事業実施に際し、渡航困難状態が解消されない場合は変更申請により、海外渡航に代えて、現地代理人への委託業務が助成対象となる場合もあります。

(2)対象者の海外展開戦略における進捗ステージにより、海外現地調査は基礎調査と実証調査の2つのカテゴリーに分けて申請受付・採択を行います。

	基礎調査	実証調査
販路開拓	a ターゲット市場を見極めるために見本市・展示会等出展 等	a 商品開発や価格設定等の具体的な事項に関する現地販売代理店への訪問調査(展示会出展含む) b パートナー候補企業との面談 等
拠点設立等	a 最適な立地国・地域を選定するために幅広く現地情報を収集 等	a 立地候補とする具体的工業団地の詳細調査(条件等の詳細、インフラ整備状況、周辺生活環境、行政手続サポートの有無等) b 部材等調達候補先の現地調査 c 現地の職業訓練校や人材紹介企業等への訪問調査 等

※1 助成対象事業として申請できるのは、1 申請者について 1 件のみとします。

※2 過去の採択事業者について、採択事業と類似の企画は原則として対象外としますが、海外展開戦略の中で、次のステージに進むための調査事業については、**実証調査**のカテゴリーで申請できます。

※3 当センターが募集する「ポストコロナ海外新展開支援事業助成金」、或いは「中小企業越境 EC 支援事業助成金」との併願はできません。

※4 同一の申請者が、同一又は類似の内容で本制度以外の国、地方自治体、その他支援機関等の経費的支援や委託を受ける事業については原則対象外とします。

※5 以下に該当する事業は除く。

- ・公序良俗に反する事業
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等)

【5】助成対象経費

助成対象経費は、当助成事業に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ裏付け書類によって、交付決定日(6月初旬を予定)以降、事業終了迄に契約、発注、購入、納品、支払等を実施した金額・時期・内容等が確認できる次の事項に掲げる経費とします。但し、後述する【13】事前着手制度の申請、承認により、令和4年4月1日(金)以降の事業着手分も対象経費になります。

また、各経費の上限、対象範囲がありますので附属書類を必ず読んでおいて下さい。

- ※1 対象経費に該当するものでも、審査により対象外とすることや査定により減額することがあります。
- ※2 本邦の消費税、国際観光旅客税は対象外となります。
- ※3 組合名で申請する場合、対象経費と認められるのは、組合名で実施した業務に限られます。渡航費・宿泊費は、組合事務局職員もしくは組合業務に専従するため組合の費用で出張する者のみ認めます。

- ・渡航費(PCR 検査証明費等新型コロナウイルス感染防止関連の規則により発生した経費を含む)
- ・宿泊費
- ・通訳費
- ・翻訳費
- ・海外展示会等の展示関連費(オンライン海外展示会含む)
- ・その他理事長が必要と認める経費

- ※1 渡航回数は2回、渡航人数は1回の渡航につき3人までが対象
但し、現地での隔離宿泊費用は通期で1回、1人のみが対象
- ※2 実開催、オンライン開催に関わらず、事業終了日迄に終了する展示会が対象
但し、オンライン開催で開催期間が事業終了日を跨ぐ場合は相当期間展示すれば対象とします。
- ※3 採択決定後、事業実施に際し、渡航困難状態が解消されない場合は変更申請により、海外渡航に代えて、現地代理人への委託業務が助成対象となる場合もあります。
対象となる経費は次の通り。
航空運賃、宿泊費、委託費(委託費は委託先が委託者の関係会社社員の場合は対象外)

【6】 助成率・助成限度額

助成率： 助成対象経費の2分の1以内（1千円未満は切り捨て）
助成限度額： 100万円

【7】 助成対象期間

採択決定日(6月初旬を予定) から、令和5年2月10日(金)まで

- ※1 令和5年2月10日(金)までに支払いを済ませ、領収書を入手すること。
- ※2 助成金交付決定日までに終了予定の事業は対象外とする。
- ※3 事前着手申請・承認により、令和4年4月1日(金)以降に事前着手が可能。

【8】 助成金の申請手続

申請者は、中小企業海外展開支援事業助成金交付要綱に基づき、助成金申請書と必要書類を提出して下さい。

【9】 助成事業の選定基準・審査

評価要素は以下のとおりとし、審査委員会で書面審査、ヒアリング審査(対象者は出席必須)を行い、予算の範囲内で助成対象事業を選定します。

- ① 主体性
- ② 具体性
- ③ 実現可能性
- ④ 将来性
- ⑤ 新規性（申請者における当該事業の新規性）

なお、事業の選定に当たっては、関西広域連合などが推進している、持続可能な社会の実現に向けた国際目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」(※)の推進への貢献性を考慮します。

(※)国際社会が 2030 年までに達成すべき 17 の目標(貧困撲滅、教育の確保、経済成長と働きがいの両立、不平等の是正、気候変動への対策など(別紙参照))。

【10】 助成金交付決定の通知

審査結果については申請者へ書面にて通知します(審査経過、審査結果の内容等についての問い合わせには応じられません)。

交付決定にあたっては、予算の都合上、申請金額から減額することがあります。

なお、万が一、申請書類内容の虚偽記載、申請者或いは申請事業が前述の【3】、【4】に記す助成対象に該当しないことが判明した場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

【11】 助成事業者の義務等

(1) 計画変更申請及び実績報告

- ① 交付決定を受けた後、内容を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、事前に所定の様式で報告し、承認を得なければなりません。その際、計画変更が当初計画と同一性が認められないほど大幅なものとなった場合は、交付決定を取り消すことがあります。また、計画変更承認を得ずに行った計画外の活動にかかる費用は対象外となります。

なお、実施事業が採択された、或いは変更申請承認を受けた事業内容・計画から大幅に変更された場合は、助成できませんので、ご注意ください。

- ② 助成事業者は助成事業が終了したときは、助成事業実績報告書等関係書類を提出していただきます。本事業を終了した日から起算して 30 日を経過した日、又は令和5年3月2日(木)のいずれか早い日までに実績報告を提出しなければなりません。実績報告書の提出のない場合は、助成できませんので、ご注意ください。

(2) 助成金の支払

実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の支払いを行う精算払いとなります。

(3) 関係書類等の備付等

助成事業者は、助成事業完了後も、助成金交付年度の翌年度から5年間、関係書類を保存して下さい。

(4) 採択事業者名・事業名の公表

採択した助成事業者名及び事業名はホームページで公表します。

(5) 事業成果の公表への協力

助成事業者は、助成金交付後に当センターからの依頼に応じて本事業による成果を報告していただきます。また、事業成果について、紙面や発表会等で報告を求めた場合、ご協力をお願いします。

【12】 応募方法

(1) 受付期間

令和4年4月1日(金)から 4月26日(火) 最終日 17時必着

(2) 申請に必要な書類

- ① 令和4年度中小企業海外展開支援事業助成金申請書(様式1)
- ② 海外展開事業計画書(様式1-別紙)
- ③ ②の様式内の事業収支予算書・支出の部に記載された費用見積の裏付け書類や金額の根拠となる資料
- ④ 商業登記簿謄本等(直近の会社情報を反映したもの)
- ⑤ 県税に未納がないことを証する納税証明書
・県税(管轄の兵庫県県税事務所):一般用の納税証明書(税目…全税目(個人県民税及び地方消費税を除く))
- ⑥ 貸借対照表及び損益計算書(直近2期分)
- ⑦ 会社案内など
- ⑧ (事前着手を希望される場合)事前着手承認申請書(様式2)

※①②及び⑧の申請様式は当センターホームページからダウンロードできます。

(3) 提出方法

上記【12】(2)の書類を1部、当センターへ郵送又は持参して下さい。(①②は両面印刷、併せて、以下のメールアドレスへ、Word形式で送信して下さい。)

提出された書類は返却しません。

受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合、不備により受付できない場合などがあるため、本要項をよく読んで申請記載内容、添付書類に漏れないようにご注意下さい。

【13】 事前着手制度

助成事業の開始(購入契約等)は交付決定後ですが、早期に事業着手が必要な場合は、上記【12】(2)⑧の事前着手承認申請書(様式2)を提出して下さい。理由が正当と判断され、承認された場合、令和4年4月1日(金)以降を助成事業の対象期間とすることが出来ます。

※1 令和4年4月1日(金)から交付決定日迄の期間に、当助成金の窓口申請して下さい。

※2 申請受付後、審査により結果を通知します。

※3 事前着手申請は、助成金申請の審査には影響を及ぼしません。

【14】応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

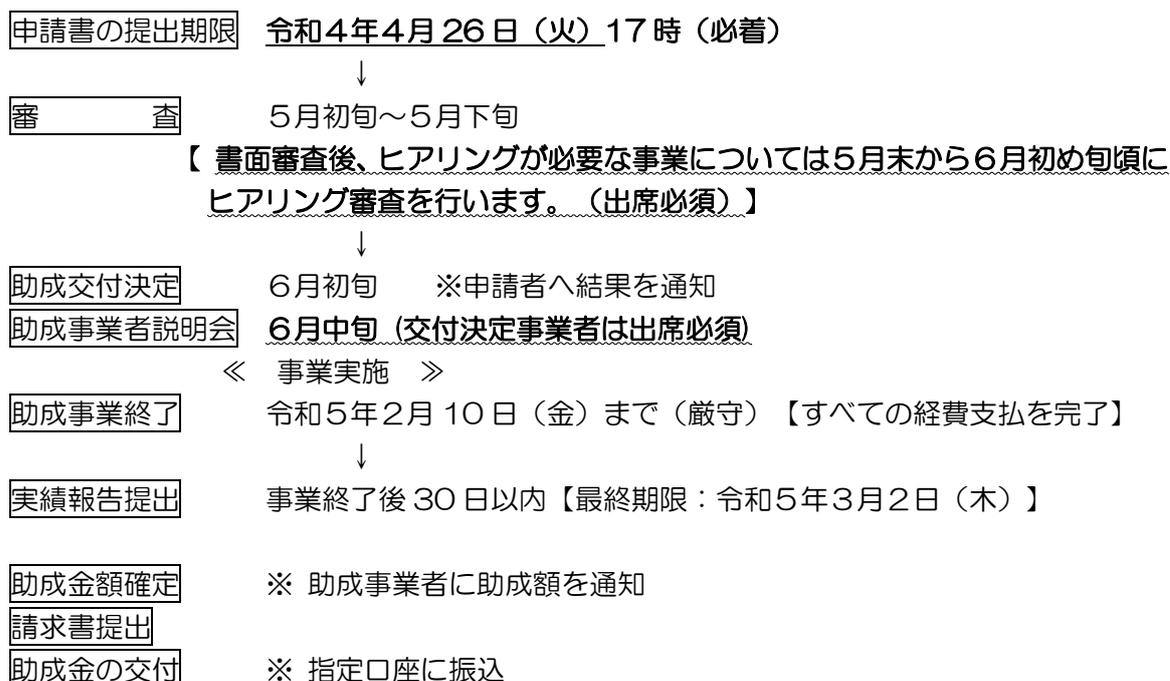
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 4 階

公益財団法人ひょうご産業活性化センター ひょうご海外ビジネスセンター

TEL 078-271-8402 FAX 078-271-8403

E-Mail fs-hyogo@staff.hyogo-iic.ne.jp [URL] <https://www.hyogo-kaigai.jp>

【15】参考:助成金交付までの流れ(予定)



SDGs（持続可能な開発目標）について

1 SDGs とは

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことである。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と、その目標に関連づけられた 169 のターゲットから構成されている。

SDGs は格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的な目標である。また、その達成のために、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、ODA や民間の資金も含む様々なリソースを活用していく「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされている。

2 SDGs への貢献

日本政府は 2016 年 5 月に首相ほか全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を立ち上げ、同年 12 月には SDGs 実施指針を決定して以来、国家戦略として積極的に SDGs に取り組んでいる。

また 2017 年 12 月には、全国に先駆けて JICA 関西や近畿経済産業局、関西広域連合が共同して「関西 SDGs プラットフォーム」を設置した。

3 参考資料

(1) SDGs の趣旨

外務省ホームページ「JAPAN SDGs ACTION PLATFORM」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

(2) 17 の目標と 169 のターゲット

上記ページにおける「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 仮訳 (PDF)」の 13 ページ以降

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>